

モーターボート競走における新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン

令和２年７月１０日

改定版

ボートレースコロナ対策決定本部

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。）を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日。以下、「提言」という。）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、モーターボート競走における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

対処方針においては、特定警戒都道府県以外の都道府県において、「クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。」とされていることに鑑み、全国の競走場及び場外舟券売場（以下、「競走場等」という。）を開場する場合の前提となる感染防止対策に関する基本的事項を定めることとする。

本ガイドラインでは、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』（参照末尾）及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定している。

モーターボート競走を開催する者（以下、「施行者」という。）、競走場等を管理・運営する者（以下、「管理・運営者」という。）、モーターボート競走の競走実施機関（以下、「競走実施機関」という。）等関係団体及び選手は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められる。

競走場等を開場するかどうかの判断にあたっては、引き続き、競走場等が所在する都道府県からの要請等を踏まえて適切に対応する。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況・対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し・改訂を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

施行者、管理・運営者、競走実施機関等関係団体及び選手は、競走場等の規模等を十分に踏まえ、競走場等内及びその周辺地域において、競走場等の職員等（以下、「従事者」という。）、選手及び競走場等に来る入場者（以下、「来場者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「3密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3 リスク評価

施行者、管理・運営者、競走実施機関等関係団体及び選手は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、従事者、選手及び来場者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、競走場等の開場に伴って、③地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、両替機、自動発払機など）に留意する。

②飛沫感染のリスク評価

競走場等における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③地域における感染状況のリスク評価

競走場等が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の競走場等の開場の影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策

①総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保することが前提である。
- ・ 感染防止のための来場者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられる。
 - － 場内滞留者を一定以下に保つため、各場の営業個所の大きさに合わせた最大滞留者数を定め、入場制限を行う。
 - － 最大滞留者数を定める場合は、屋内であれば人と人との距離を十分に確保し、かつ、収容定員の半分程度以内、屋外であれば身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保できることを目安とする。
 - － 高グレード競走を開催する場合は、一般競走より多くの集客が見込まれることから、当該競走場が所在する都道府県と事前相談を行うこととし、地域の感染拡大状況及び都道府県への事前相談を踏まえ、慎重に判断した上で実施する。
 - － 場内イベントについては、イベントを実施する場所の広さや形状に応じて、出演者間、出演者と観覧者及び観覧者間の身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保しつつ、必要に応じて観覧者数の制限を設定するなどの感染予防対策を徹底した上で実施する。
- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、競走場の有観客及び場外発売場の営業の中止又は延期の検討を行うこととする。
- ・ 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者（※高リスク者の定義）が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を推奨する。
- ・ 高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い来場者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

※ 高リスク者の定義：新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。

②来場者の安全確保のために実施すること

- ・ 事前告知をした上で、マスク非着用者の入場は認めない。
- ・ 以下に該当する者の入場制限を実施するとともに、必要に応じて来場者に対する検温を実施する。

- 来場時に赤外線サーモグラフィー、非接触型体温計を活用するとともに、巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛け検温を行い、37.5℃以上の発熱があった場合
- 軽度であっても咳などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある者、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある者
- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないように定期的な点検を行う。（以下、消毒液に関する記載において同じ。）の徹底を促す。
- ・ 来場者について、場内でのマスク着用を徹底する。ただし、熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、マスクを外す事も可能とするとともに、屋内であっても換気を徹底した上で身体的距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））が十分にとれる場所であれば、適宜、マスクを外して休憩することも可能とする。
- ・ 感染防止の注意喚起のため、場内等で周知を行う。

③従事者及び選手の安全確保のために実施すること

- ・ 従事者について、競走場等の開場に必要な最小限の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・ 従事者及び選手に対しては、私生活を含め、感染リスクが高いと思われる場所への移動（例えば、夜の街への外出等感染リスクのある行動）を回避する等、行動管理を徹底するよう促す。
- ・ 従事者及び選手は、不要不急の会議及びイベント等への参加を見合わせるよう促す。
- ・ 従事者及び選手の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 従事者及び選手に対しては、自宅で検温を行うこととし、特に37.5℃以上の発熱があった場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を競走場等又は管理・運営者及び競走実施機関等関係団体で記録する。
- ・ 発熱などの症状及び、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合により、自宅で療養することとなった従事者及び選手は、都道府県及び居住地の保健所の指示を仰いだうえで、原則最後に感染者と接触した日の翌日から14日間は自宅に待機し、毎日検温等健康チェックを行い、発熱等体調異常があった場合は必要に応じて関係団体等に状況を報告することとする。

- ・ 咳エチケット、マスクの着用、手洗い・手指の消毒を徹底して実施する。
- ・ 従事者及び選手について、場内でのマスク着用を徹底する。ただし、熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離（2 m 以上）が確保できる場合には、マスクを外す事も可能とするとともに、屋内であっても換気を徹底した上で身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））が十分にとれる場所であれば、適宜、マスクを外して休憩することも可能とする。
- ・ 従事者及び選手に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 宿舎については、可能な限り同部屋選手数を減らす。
- ・ 当該競走場の所在する地域の感染拡大状況によっては、選手の移動に伴う感染防止対策として、一般競走において可能な限り地区内でのあっせんに努める。

④特に留意すべきこと

- ・ 直接手で触れることができる設備については定期的に消毒するなど感染防止を徹底する。また、来場者に対して、直接手で触れるような設備については触れる前に消毒を行うことなどの注意喚起や使用方法の工夫を行う。
- ・ 特定の場所の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講じ、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保する。
- ・ 来場者が、大声を出す等をしないよう注意喚起を行うこととする。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - － 速やかに別室或いは競走場等外への誘導を行う。
 - － 対応する従事者は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応するとともに、対応前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
 - － 保健所等へ連絡し、指示を受ける。
 - － 症状が重篤な場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する。

⑤競走場等管理

ア) 競走場等内

- ・ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行う。
特に高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、筆記用具、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、両替機、自動発払機など）に留意する。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 清掃やゴミ廃棄作業を終えた後は、手袋を外したのちに手洗いや手指消毒を行う。

- ・ 競走場等の入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置する。不足が生じないように定期的な点検を行う。必要であれば、入口数を制限することも検討する。
- ・ 競走場等の入退場時の行列は、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保し間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・ 一般席は、隣接する座席に使用禁止のステッカーを張るなど、一定間隔を空けて使用する。
- ・ 有料席は、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保する措置又は席間に透明ビニールシートの設置等の飛沫防止対策を行った上で販売する。

イ) 休憩・喫煙スペース

- ・ 休憩スペースにおいては換気を徹底する。
- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・ 休憩スペースは、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保した空間づくり等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 従事者及び選手が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。
- ・ 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔をあけるなど、できる限り身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保するよう努め、人が密集しないスペースづくりを工夫する。屋内の喫煙スペースの場合は、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。常時換気が困難な場合は利用を禁止する。常時換気が可能な場合でも、人が密集することがないよう混雑時の入場制限を実施する。

ウ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 液体せっけん、手指消毒剤などを準備する。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しない。
- ・ （トイレの混雑が予想される場合）、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保して整列を促す。

エ) 飲食施設、売店等

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保できるよう、各店舗において席の配置を工夫する。
- ・ 混雑時の入場制限を実施する。
- ・ 施設内の換気を徹底する。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。

- ・ 飲食施設、売店等に関わる従事員は、マスクの着用と手洗いを徹底し、飲食施設の利用者も手洗いや手指消毒を行ってから入場する。
- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・ 対面で発売を行う場合、アクリル板、透明ビニールシート又はフェイスガード等により購買者との間を遮蔽する。
- ・ 対面で発売を行う場合、コイントレーでの現金譲渡を励行する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。
- ・ 場内の食堂では、レース映像（オッズ・競技情報を含む）は提供しない。

オ) 舟券発売等窓口

- ・ 対面で発売等を行う場合、アクリル板、透明ビニールシート又はフェイスガード等により、購買者との間を遮蔽するよう努める。
- ・ 対面で発売等を行う場合、コイントレーでの現金譲渡を励行する。
- ・ 舟券発売等窓口の行列では、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保した整列を促す等、人が密集しないように工夫する。
- ・ 有人窓口は縮小し、自動発払機の利用やキャッシュレス決済を推奨する。

カ) 来場時の送迎

- ・ バス等での送迎の場合は、窓を開ける等常時換気を行うとともに、人が密集しないよう人数を制限して運行する。
- ・ 手すり・つり革、座席等の共有部分は定期的に消毒を行う。
- ・ 運転者の感染防止のため、運転席と後部座席の間隔を開ける又は透明ビニールシート等で仕切りを設置する。

⑥ 広報・周知

- ・ 従事者、選手及び来場者に対して、以下について周知する。
 - 身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））の確保の徹底
 - 咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 感染リスクのある行動の回避
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用推奨
 - これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10ポイント」や『新しい生活様式』の実践例
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

以上